

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

告 示

ページ

○特定非営利活動法人の設立の認証申請	(NPO活動促進室)	一
○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(同)	一
○救急医療機関の認定	(医療整備課)	二
○指定調査機関の所在地の変更	(長寿社会政策課)	二
○身体障害者福祉法に基づく医師の指定	(障害福祉課)	二
○身体障害者福祉法に基づく指定医師の指定の辞退	(同)	二
○身体障害者福祉法に基づく指定医師の所属医療機関の変更	(同)	三
○家畜伝染病の発生	(畜産課)	三
○保安林の指定施業要件の変更(三件)	(森林整備課)	三
○水位周知河川の指定	(河川課)	四
○昭和三十三年宮城県告示第百十号(水防警報を行う河川の指定)の一部改正	(同)	四
○平成十七年宮城県告示第千九百九十三号(浸水想定区域の指定)の一部改正	(同)	四
○鳴瀬川水系河川整備計画(知事管理区間)の公表	(同)	五
○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る落札者の決定 病 院 局 教育委員会		五
○教育委員会定例会の開催		五
○博物館の登録のまつ消		五

告 示

○宮城県告示第八十七号
 特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により次の特定非営利活動法人の設立の認証の申請があつたので、同条第二項の規定により告示する。
 平成二十年二月五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人 鬼首山学校協議会

一 代表者の氏名 橋 英夫

二 主たる事務所の所在地 大崎市鳴子温泉鬼首字八幡原三十四番地

三 定款に記載された目的 この法人は、宮城県大崎市鳴子温泉鬼首地域の住民およびその周辺地域の住民に対して、地域に誇りを持てる地域づくりを進め、その発展に寄与することを目的とする。

四 申請のあつた年月日 平成二十年一月二十四日

○宮城県告示第八十八号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第三項の規定により次の特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があつたので、同条第五項で準用される第十条第二項の規定により告示する。

平成二十年二月五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人 水環境ネット東北

1 代表者の氏名 新川 達郎

2 主たる事務所の所在地 仙台市青葉区本町二丁目十四・二十六 保坂ビル三〇三

3 定款に記載された目的 この法人は、水環境に関わる幅広い市民(産・官・学・野)の交流を通して、水環境の保全と創造を図り、持続可能な社会の形成に資することを目的とする。

4 申請のあつた年月日 平成二十年一月二十二日

二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人ソキウスせんたい

1 代表者の氏名 増子 恵子

2 主たる事務所の所在地 仙台市泉区南光台二丁目十五番三十六号

3 定款に記載された目的 この法人は、地域の福祉に寄与することを目的に、精神障害者の社

4 申請のあった年月日 平成二十年一月二十三日
 会参加を支援し、事業の円滑な運営を行うものとする。

○宮城県告示第八十九号
 救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定により、次の病院を救急病院と認定した。
 平成二十年二月五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名 称	所 在 地	認定年月日	認定の有効期限
公立刈田綜合病院	白石市福岡蔵本字下原沖三 十六	平成二十年二月一日	平成二十三年一月三十一日
丸森町国民健康保険 丸森病院	丸森町字鳥屋二十七	平成二十年二月一日	平成二十三年一月三十一日
登米整形外科・外科 医院	丸森町字千刈場七	平成二十年二月一日	平成二十三年一月三十一日
仙台市立病院	一 仙台市若林区清水小路三	平成二十年二月一日	平成二十三年一月三十一日
財団法人広南会広南 病院	仙台市太白区長町南四・二 十・一	平成二十年二月一日	平成二十三年一月三十一日
大崎市民病院	大崎市古川千手寺町二・三 ・十	平成二十年二月一日	平成二十三年一月三十一日
徳永整形外科病院	大崎市古川北町二・五・十 二	平成二十年二月一日	平成二十三年一月三十一日
三浦病院	大崎市古川三日町二・三・ 四十五	平成二十年二月一日	平成二十三年一月三十一日
佐藤まさひでクリニ ック	大崎市古川幸町一・七・二 十	平成二十年二月一日	平成二十三年一月三十一日
涌谷町国民健康保険 病院	涌谷町涌谷字中江南二百七 十八	平成二十年二月一日	平成二十三年一月三十一日
熱海病院	美里町字素山町十八	平成二十年二月一日	平成二十三年一月三十一日
登米市立佐沼病院	登米市迫町佐沼字下田中二 十五	平成二十年二月一日	平成二十三年一月三十一日
石巻市立病院	石巻市南浜町一・七・二十	平成二十年二月一日	平成二十三年一月三十一日
石巻市立雄勝病院	一・二二十五	平成二十年二月一日	平成二十三年一月三十一日

石巻市立牡鹿病院 石巻市鮎川浜清崎山七 平成二十年二月一日 平成二十三年一月三十一日

○宮城県告示第九十号
 介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）第三十七条の四第二項の規定により指定調査機関から次のとおり変更した旨届出があったので、同条第三項の規定により告示する。
 平成二十年二月五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

変更前	名称	所在地	変更年月日
変更後	特定非営利活動法人みやぎ宅老連絡会	仙台市宮城野区榴ヶ岡五番地 ぎNPOプラザ小三 日	平成二十年一月三十一日
		仙台市宮城野区宮城野一丁目二十九番六号	

○宮城県告示第九十一号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項の規定により、身体障害者手帳の交付のために診断を行う医師として、平成二十年一月十七日次の者を指定した。
 平成二十年二月五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

氏 名	診療科目	所属医療機関の名称	所属医療機関の所在地
及川 卓 内	科	財団法人宮城厚生協会 坂総合病院	塩竈市錦町十六・五
松本 有史	神経内科	独立行政法人国立病院機構 宮城病院	巨理郡山元町高瀬字合戦原百

○宮城県告示第九十二号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項の規定により指定した次の医師から、指定の辞退があった。
 平成二十年二月五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

氏 名	診療科目	所属医療機関の名称	所属医療機関の所在地

矢尾板裕之 脳神経外科 医療法人将道会 総合南
東北病院 岩沼市里の杜一丁目一・五

○宮城県告示第九十三号
身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項の規定により指定した医師の所属医療機関に、次のとおり変更があった。

平成二十年二月五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

氏名	診療科目	新		旧	
	所属医療機関の称	所属医療機関の所在地	所属医療機関の称	所属医療機関の所在地	
大沼 勝	消化器科 外科	みやぎ県南中核病院	柴田郡大河原町 字西三十八・一	石巻市立病院	石巻市南浜町一丁目七・二十

○宮城県告示第九十四号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第十三条第一項の規定により、次のとおり家畜伝染病が発生した旨の届出があった。

平成二十年二月五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 家畜伝染病の種類

ヨ―ネ病

二 畜種

牛（黒毛和種）

三 患畜及び疑似患畜の区分並びにその頭数

患畜 一頭

四 発生の場所又は区域

大崎市

五 発生日月

平成二十年一月二十二日

六 患畜の取扱い

法令殺

○宮城県告示第九十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十年二月五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

黒川郡大和町宮床字高山二八の二、二八の二四、吉田字上嘉太神南一五の二四、一五の四一、一五の八〇

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(一) 次のとおりは、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び大和町役場（産業振興課）に備え置いて縦覧に供する。()

○宮城県告示第九十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十年二月五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

黒川郡大衡村大瓜字牛野四の一、六、字向牛野一の一、一の一三、一の一四

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び大衡村役場（農林建設課）に備え置いて縦覧に供する。

○宮城県告示第九十七号
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十年二月五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
黒川郡大和町吉田字瀬野久沢五の一、五の二、五の五、五の二八、五の三〇、字沢渡北七七の二
保安林として指定された目的
土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び大和町役場（産業振興課）に備え置いて縦覧に供する。

○宮城県告示第九十八号
水防法（昭和二十四年法律第九十三号）第十三条第二項の規定により宮城県知事が水位情報の通知及び周知を行う河川を次のとおり指定した。

平成二十年二月五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

河川の名称	河川	区	間
斎川	右岸	谷津川合流点から白石川合流点まで	
荒川	右岸	柴田郡村田町東北自動車道から白石川合流点まで	
坂元川	右岸	巨理郡山元町大川橋から海まで	
増田川	右岸	上町川合流点から海まで	
高城川	右岸	宮城県松島町三陸自動車道から海まで	

○宮城県告示第九十九号

昭和三十三年宮城県告示第百十号（水防警報を行う河川の指定）の一部を次のように改正し、平成二十年一月五日から施行する。

平成二十年二月五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

本則の表白石川の項の次に次のように加える。

斎川	右岸	谷津川合流点から白石川合流点まで
荒川	右岸	柴田郡村田町東北自動車道から白石川合流点まで
坂元川	右岸	巨理郡山元町大川橋から海まで
増田川	右岸	上町川合流点から海まで

同表砂押川の項の次に次のように加える。

高城川	左岸	宮城県松島町三陸自動車道から海まで
-----	----	-------------------

○宮城県告示第百号

平成十七年宮城県告示第千九百九十三号（浸水想定区域の指定）の一部を次のように改正し、平成二十年二月五日から施行する。

平成二十年二月五日

平成二十年二月五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

齋 川 右岸 谷津川合流点から白石川合流点まで

荒 川 右岸 柴田郡村田町東北自動車道から白石川合流点まで

坂 元 川 右岸 巨理郡山元町大川橋から海まで

増 田 川 右岸 上町川合流点から海まで

同表砂押川の項の次に次のように加える。

高 城 川 左岸 宮城郡松島町三陸自動車道から海まで

○宮城県告示第百一号

河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第十六条の二第一項の規定に基づき、鳴瀬川水系河川整備計画（知事管理区間）を定めたので、同条第六項の規定により、宮城県庁（土木部河川課）、仙台土木事務所、仙台東土木事務所、大崎土木事務所、石巻土木事務所、仙台地方ダム総合事務所及び大崎地方ダム総合事務所においてこれを公表する。

平成二十年二月五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

病 院 局

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

平成二十年二月五日

宮城県病院事業管理者 木 村 時 久

一 落札に係る物品又は役務の名称及び数量 注射薬調剤支援システム 一式

二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 病院局県立病院課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号

三 落札者を決定した日 平成二十年一月十一日

四 落札者の名称及び所在地 株式会社スズケン仙台支店 仙台市太白区茂庭字人來田西七十六番地

五 落札金額 四千四百七十八万二千五百円

六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
七 入札の公告を行った日 平成十九年十一月三十日

教 育 委 員 会

○宮城県教育委員会告示第三号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第十三条の規定により、教育委員会の定例会を次のとおり招集する。

なお、この会議の傍聴を希望する者は、次に定める手続に従って傍聴しなければならない。
平成二十年二月五日

宮城県教育委員会

委員長 大 村 虔 一

一 日時 平成二十年二月十二日 午後二時

二 場所 教育委員会会議室

三 事件

1 第三一七回宮城県議会議案に対する意見について

2 職員の人事について

3 小規模校の再編に係る対応方針について

4 宮城県社会教育委員の人事について

5 宮城県図書館協議会委員の人事について

四 傍聴者の定員

七人

五 傍聴手続

1 傍聴希望の受付は、会議開会十五分前までに、当該会議の会場に参集した傍聴希望者に対して行います。

2 傍聴の手続は、先着順で行い、定員を超えた場合は、希望者全員による抽選とします。

六 問い合わせ先

仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県教育庁総務課総務班（電話〇二・二二一・三六一一）

○宮城県教育委員会告示第四号

博物館法（昭和二十六年法律第百八十五号）第十五条第二項の規定により、次のとおり博物館の登録をまつ消した。

平成二十年二月五日

宮城県教育委員会

教育長 佐々木 義 昭

- 一 博物館の名称
仙台市こども宇宙館
- 二 博物館の所在地
仙台市泉区泉中央一丁目八番地の六
- 三 設置者の名称及び住所
仙台市 仙台市泉区泉中央一丁目八番地の六
- 四 登録記号番号
宮城県第十四号
- 五 まつ消年月日
平成二十年一月二十四日